

1 策定の背景と趣旨

本市では、文化芸術の振興や貴重な文化財等の保護、継承に取り組むため、2008（平成20）年度を初年度とし、2017（平成29）年度までの10年間を計画期間とした「刈谷市文化振興基本計画」を策定しました。そして、2013（平成25）年には、市内の文化芸術活動や社会の変化に対応するため、「刈谷市文化振興基本計画 改定版」を策定し、本市の文化施策を展開してきました。

今回、「刈谷市文化振興基本計画」の計画期間が終了することから、本市の豊かな文化資源を継承・活用しながら、市民一人ひとりが身近に文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指して、本市の文化芸術を見つめ直すとともに、刈谷の文化芸術をまちの魅力として広く発信するため、「第2次刈谷市文化振興基本計画」を策定しました。

2 計画期間

計画期間は、2018（平成30）年度から2027年度までの10年間とします。

3 文化芸術の範囲

文化芸術とは、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力となるものです。その果たす役割は極めて重要であり、その範囲は幅広く捉えることができます。

「文化芸術基本法」における文化芸術の範囲

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術 (メディア芸術を除く。)
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能 (伝統芸能を除く。)
生活文化・国民娯楽及び出版物等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化） 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽） 出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 (地域の人々によって行われる民俗的な芸能)

第2次刈谷市文化振興基本計画（概要版）

発行 2018（平成30）年3月
 発行者 刈谷市 / 編集 市民活動部文化観光課
 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地
 TEL：0566-62-1037
 FAX：0566-27-9652



第2次刈谷市文化振興基本計画

2018年度～2027年度